

令和6年度 吉備中央町社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

近年、少子高齢化が一層進行し、地域社会の変容や家族形態の多様化により、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。また、昨年5月、新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下げられて以降、少しずつ日常が取り戻されてきていますが、およそ3年間に渡るコロナ禍の影響は、人と人そして人と地域のつながりにも影響し、地域での支え合う力が脆弱化するなど、様々な福祉課題がみえてきました。

このような状況の中、本会ではこれまでの福祉委員制度を見直し、町内11地区に新たに「まるごと会議」を立ち上げ、これに社協職員を事務局として配置します。これにより、地域へのアウトリーチを積極的に行い、見守り・相談活動の強化や課題解決に向けた包括的な相談支援体制の整備、また地域住民が気軽に集うサロン事業等の展開を目指します。そして、行政や各専門機関、民生児童委員協議会、地域住民など多種多様な関係機関と連携して、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進してまいります。

また、ここ数年介護保険事業の将来について、事務局会議、各事業所ヒアリング、職員代表者会議等にて検討を重ね、理事会、評議員会で協議いただきました。その結果、令和6年3月31日をもって「しらすぎ通所介護事業所」を閉鎖することとしました。年々減少していた利用者の減少に歯止めをかけることができませんでした。

なお、「やすらぎ通所介護事業所」においては、利用者のみなさまの要望に寄り添いながら、在宅福祉を支える事業所として、必要とされる介護サービスを検討し、住民主体の地域包括ケアシステムを支える社協らしい介護サービス事業の推進を図ります。

【重点目標】

1. 総合的な相談・生活支援体制の整備
2. 小地域福祉ネットワークづくりの推進
3. 社協職員の意識改革と資質の向上
4. 地域福祉活動計画評価委員会の設置
5. 組織、運営体制の強化

I 法人運営部門

地域福祉を目的とした公共性の高い団体として、事業を効果的かつ適正に行うため、地域に開かれた組織体制を確立し、経営基盤の強化と事業やサービスの質の向上を図り、住民に信頼される組織運営を図ります。

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会・監査会の開催
- (2) 財源確保に向けた取組
- (3) 労働法制に基づいた労務管理
- (4) 職員研修体制の確立
- (5) 地域福祉活動計画評価委員会の設置
- (6) 感染症及び災害時BCP（業務継続計画）の策定
- (7) 事業広報活動等の充実

II 地域福祉部門

地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域生活課題を把握し、その解決や地域づくりに向けた取り組みを計画的・総合的に推進するとともに、福祉共育（教育）・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を図っていきます。

1. 地域福祉事業

(1) 地区社協の活動支援・育成強化

地域住民による「見守り・支え合い」の地域福祉活動を支援するとともに、地域福祉の推進に向けて育成強化を図ります。

(2) 「まるごと会議」の立ち上げ

町内11地区に「まるごと会議」を立ち上げ、各地域の中にある生活課題やニーズを早期発見、早期支援できる体制をつくります。

(3) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

地域住民が気軽に集える場所づくりを通して、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」などのサロン活動の推進を図ります。

(4) 福祉共育（教育）の推進

高齢者や障害者、地域の方々など、多様な特性を持たれた人々との「対話」を通して、それぞれの違いを知り、共に生きるために自分に何ができるかを考えるきっかけをつくります。

(5) 生活支援コーディネーター配置（受託事業）

住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が送れるように、地域に不足するサー

ビスの創出や担い手の養成等の資源開発を行うとともに関係者間の情報共有等連携のためのネットワークを構築していきます。

2. 在宅福祉サービス事業

- (1) 高齢者ふれあい交流事業(受託事業)
- (2) 高齢者生活福祉センター居住部門運営事業(受託事業)
- (3) 産前産後ケア移動支援事業(受託事業)
- (4) 福祉車両貸出事業
- (5) 日常生活用具貸与事業
- (6) あんしん電話サービス事業
- (7) サポーター派遣サービス事業

3. ボランティアセンター活動事業

- (1) 夏のボランティア体験事業(中学生以上)
- (2) ボランティア団体助成事業(各ボランティア団体)
- (3) 災害ボランティア養成講座(災害ボランティアの養成・登録)
- (4) 災害ボランティアセンター設置体制整備
- (5) ボランティア保険加入支援
- (6) 福祉ボランティアグループ活動支援
- (7) ボランティア活動に関する相談・調整

4. 福祉センター管理運営事業

- (1) 老人福祉センター管理運営事業(ふれあい荘)
- (2) 総合福祉センター指定管理事業(高齢者生活福祉センター、介護保険関連施設)
- (3) 賀陽福祉センター指定管理事業(生きがい支援センター、ミニゴルフ場、ゲートボール場、共同作業場)

5. 各種団体活動支援・助成金交付事業

- (1) シルバー人材事業団(受付等事務支援)
- (2) ふれあい・いきいきサロン、はつらつ元気体操
- (3) 身体障害者福祉協会
- (4) ボランティアサークルほほえみの会
- (5) 遺族会
- (6) ケイマンゴルフ同好会

6. その他

- (1) 100歳祝賀訪問
- (2) 災害見舞(火災、水害、土砂災害等)

7. 共同募金・たすけあい募金事業

(1) 共同募金事業

多様で複雑化している地域福祉の課題の解決にとりくむボランティア団体等を応援するため、募金活動を通して誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

(主な事業)

- ・町内各種団体助成事業
- ・福祉まつり
- ・オリジナルグッズ作成事業（広報事業）

(2) 歳末たすけあい募金事業

生活に困窮している方や社会的孤立状態にあり支援を必要としている方をはじめ、生活困窮者や社会的孤立など、さまざまな地域生活課題を抱えた人であっても、地域の一員であることを実感し、安心して生活できるよう、地域の助け合いによる繋がりづくりを推進します。

- ・児童養護施設支援事業
- ・つながりサポート事業
- ・生活困窮者見舞金事業
- ・その他事業

Ⅲ 相談支援・権利擁護部門

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、「断らない」相談支援を念頭に、多様で継続的な「出口支援」を行い、相談者自身による問題解決を支援していきます。

また、認知症高齢者、知的障害者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、社会福祉協議会が成年後見人等となり、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるよう、その権利を擁護します。

(1) 法人後見事業

支援を必要とする方を対象に、成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、財産管理や身上保護を中心とする権利擁護サービスを提供します。

(2) 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、預金通帳等の貴重品の預かりを行います。

(3) 特定相談支援事業

行政、関係機関と連携し、身体に障害のある方、知的・精神に障害のある方また難病患者の方を対象に、自分らしい生活が送れるよう支援します。

(4) 相談支援体制強化推進事業（受託事業）

新型コロナ特例貸付の実施を通じて顕在化した、様々な課題を抱える借り受け世帯に対し、特例貸付借り受け後の状況を把握し、必要な支援を行っていきます。

(5) 生活福祉資金貸付事業(受託事業)

低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を送れるように支援を行っていきます。

(6) 制度の狭間に対応する各種事業

高齢、障害、児童等の分野毎の相談体制では対応が困難な世帯で、課題が複合化・複雑化しているケース（制度の狭間にある）について必要な支援を行っていきます。

- ・生活困窮者等応援事業
- ・高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業
- ・緊急援護資金貸付事業
- ・長期休業中のお弁当屋さん事業
- ・その他事業

IV 介護保険部門

今年度の介護サービス事業については、多様化、深刻化する福祉課題・生活課題への対応を強化するため、介護サービス事業の技術や知識等の資源を社協全体として生かすことが重要であり、地域福祉と介護サービス事業の総合的展開を図ります。そして、住民主体の地域包括ケアシステムを支える社協らしい介護サービス事業の推進を図ります。

1. 介護サービス事業

(1) 居宅介護支援事業（居宅介護支援事業所）

(2) 通所介護事業（やすらぎ通所介護事業所）

(3) 訪問介護事業（訪問介護事業所）